

令和2年5月8日

保護者各位

いの町教育長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のための町立小中学校の臨時休業期間の延長について

高知県教育委員会事務局小中学校課長から臨時休業の延長等についての通知があり、いの町教育委員会として、下記のとおり延長を決定しましたのでお知らせします。

なお、臨時休業期間中の登校日設定や昼食提供等については、学校の規模や環境が異なるため町内で統一することができませんので、ご了承ください。

また、今後の状況による臨時休業期間の変更については、いの町教育委員会で決定し、いの町役場ホームページ、各学校ホームページ、いの町メール配信サービス等によりお知らせします。

記

1 臨時休業期間 臨時休業期間を5月22日(金)まで延長

※今後の状況により、臨時休業期間は短縮も含め変更する可能性があります。変更がある場合は、改めてお知らせします。

※登校日・昼食提供等について：詳細は学校から別途連絡がありますので、ご確認をお願いします。なお、臨時休業期間に昼食の提供があった場合は、実食数に応じた給食費相当額を徴収します。

2 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の開設（開室）について

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、下校時刻以降に開設（開室）する予定です。

なお、感染リスクを予防する観点から、自宅学習が困難な場合のみご利用くださるようご協力をお願いします。その場合、発熱がある場合は利用を禁止しますので、各ご家庭において定期的な検温をお願いするとともに、マスクの着用も併せてご協力をお願いします。

3 臨時休業中のお子さんへの対応について

臨時休業中の登校日以外は、自宅学習期間です。感染拡大防止のため、引き続き不要な外出は控えてください。

【お問い合わせ先】

いの町教育委員会事務局 Tel 088-893-1922